別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（（分庁舎名））	位置（出張所位置）（（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
山口	（略）	（略）	（略）
	下松	下松市	下松市、光市、柳井市（岩国労働基準監督署の管轄区域を除く。）、周南市のうち大字大河内、大字奥関屋、大字小松原、大字清尾、大字中村、大字原、大字樋口、大字八代、大字安田、大字呼坂、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、熊毛中央町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町、熊毛郡
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
宮城	仙台（大和）	仙台市宮城野区（黒川郡大和町）	仙台市、名取市、岩沼市、富谷市、亘理郡、黒川郡（塩釜公共職業安定所の管轄区域を除く。）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

黒瀬切田が丘三丁目、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬町、黒瀬松ケ丘、黒瀬楢原、江田島市

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（（分庁舎名））	位置（出張所位置）（（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
山口	（略）	（略）	（略）
	下松	下松市	下松市、光市、柳井市（岩国労働基準監督署の管轄区域を除く。）、周南市のうち大字大河内、大字奥関屋、大字小松原、大字清尾、大字中村、大字原、大字樋口、大字八代、大字安田、大字呼坂、熊毛郡
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
宮城	仙台（大和）	仙台市宮城野区（黒川郡大和町）	仙台市、名取市、岩沼市、亘理郡、黒川郡（塩釜公共職業安定所の管轄区域を除く。）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

黒瀬切田が丘三丁目、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬町、黒瀬松ケ丘、江田島市